



平成 30 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 高倉 喜仁
(TEL. 03-3221-3980)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 13 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 7 月 1 日 至 平成 26 年 6 月 30 日)
- 第 14 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 7 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)
- 第 15 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)
- 第 16 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線 を付して表示しております。

なお、訂正内容は、訂正前の事業年度末日に関する記載を除き、各期とも同一のため、第 14 期、第 15 期、第 16 期の記載を省略しております。

第13期 内部統制報告書（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成26年6月30日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成30年9月3日に外部から指摘を受け、過去の映像事業における一部の案件に関して、売上計上の妥当性等に疑義が生じていることが判明しました。

これを受け、当社は、より独立した立場から、事実関係の解明、これらの会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等の見解を求める必要があると判断したため、平成30年9月14日付で外部の専門家による第三者委員会を設置し調査を行い、平成30年11月27日付で第三者委員会から調査結果の報告を受けました。

当社は、当該調査結果を踏まえ、当社の映像制作事業における売上高の取消し等の訂正を行うことといたしました。このため、第13期（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）から第16期（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）までの有価証券報告書及び第13期第3四半期（自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日）から第17期第3四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件の原因については、当該調査において、基幹システム内におけるユーザー権限の不適切な行使、売上計上の根拠資料の回付・確認が十分に行われていなかったこと、曖昧な企画売上の計上基準等が指摘されております。

これらの指摘に基づき、当社の全社統制及び決算・財務報告プロセスの再評価を行った結果、信頼性のある財務報告の作成を支えるためのコンプライアンス意識及び執行能力を有する人材の確保及び配置、リスクを識別、分析及び評価する作業において各種の要因が財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される体制、違法行為等を防止する内部牽制機能等につき不備があることを確認し、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の開示すべき重要な不備については当事業年度の末日後に認識したため、当事業年度の末日においては是正が完了しておりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制の向上を図ってまいります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、第三者委員会による調査により特定され、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

また、第三者委員会の再発防止策に関する提言を踏まえ、以下の内容について再発防止策を具体化し、実施いたします。

1. 経営陣における責任の徹底、コンプライアンス意識及び執行能力を持った取締役、管理職の採用・登用
2. コンプライアンス意識の醸成
 - (1) コンプライアンス意識の周知及び徹底
 - (2) コンプライアンス研修・教育等
 - (3) コンプライアンス委員会の復活
3. 基幹システムの承認権限等の見直し
4. 客観的で検証可能な売上計上基準の設定
5. 取締役会における協議の充実化
6. 監査役監査及び内部監査の充実
 - (1) 内部監査室の独立性の確保
 - (2) 各監査の連携強化
7. 内部通報制度の仕組みの改善及び違法行為等を抑止する環境の整備

以 上